

行田市都市再生整備計画事業事後評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画に係る目標の達成状況等、評価の手続き等の審議を行うため、行田市都市再生整備計画事業事後評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その事務の処理については、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事後評価手続等に関する事項 事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等の結果についてその妥当性を審議し、改善すべき点があると認めるときは、市長に意見の具申を行う。
- (2) 今後のまちづくり方策等に関する事項 今後のまちづくり方策等の内容の妥当性について審議し、改善すべき点があると認めるときは、市長に意見の具申を行う。
- (3) その他都市再生整備計画事業関連に関する事項 当該計画に関連する事業の妥当性について審議し、市長に意見の具申を行う。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、まちづくりについて識見を有する者、関係行政機関の職員及び市民のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から前条各号に掲げる事項が完了するまでとする。

(委員長等)

第4条 評価委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、必要な時期に事務局が招集する。

2 会議の議長は、委員長が務める。

3 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

4 評価委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第6条 委員は、評価委員会に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員の職務を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。